

薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第30号

薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部薩摩川内市いじめ問題対策審議会の項の次に次のように加える。

薩摩川内市部活動 地域展開方針等審 議会	部活動の地域展開に向けた計画の策定等に関する必要 な事項を調査・審議する事務
----------------------------	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第100号を第103号とし、第73号から第99号までを3号ずつ繰り下げ、第72号の次に次の3号を加える。

(73) 部活動地域展開方針等審議会会長 日額 11,500円

(74) 部活動地域展開方針等審議会委員（大学教授） 日額 10,300円

(75) 部活動地域展開方針等審議会委員（大学教授を除く。） 日額

7,100円

第2条第3項中「第1項第99号及び第100号」を「第1項第102号及び第103号」に改める。

第5条第1項第1号中「第94号まで及び第96号から第99号」を「第97号まで及び第99号から第102号」に改め、同条第3項中「第2条第1項第100号」を「第2条第1項第103号」に改める。